

香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策 応援金事業 F A Q

1 香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金事業について

- Q 1 香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金事業の目的は。 1
- Q 2 応援金の支給額は。 1
- Q 3 支給された応援金の用途制限は。 1

2 応援金の支給対象者・支給対象施設について

- Q 4 応援金の支給対象者は。 2
- Q 5 民間事業者が、指定管理者として地方公共団体が設置した施設を運営している場合は、申請可能か。 2
- Q 6 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。 2
- Q 7 施設が香川県内にあるものの、本社が香川県内でない場合、申請できるか。また、現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。 2
- Q 8 本体施設と同一敷地内にある独立したグループホームについて、地域小規模児童養護施設に準じて応援金の対象となるか。 3
- Q 9 里親の場合、いつからいつまで委託を受けていれば応援金の支給対象となるか。 3
- Q 10 支給要綱別表記載の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。 3
- Q 11 応援金の目的に「公定価格等により利用者に転嫁できない中」とあることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象にならないのか。 3
- Q 12 入所施設に併設（同一建物内を含む。）してショートステイを実施している場合、ショートステイも補助対象となるのか。また、障害のグループホームでショートステイを実施している場合はどうか。 3

3 応援金の申請について

- Q 13 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。 4
- Q 14 申請書類は何が必要か。 4
- Q 15 申請書類はどこで入手できるのか。 4
- Q 16 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。 4
- Q 17 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合はどうか。施設単位で支給を受けられるのか。 4
- Q 18 メール申請の際の宛先とする「責任者」、「担当者」とは誰か。 5
- Q 19 申請書の様式にある法人番号は、どのように調べればよいのか。 5

4 申請書類について

- Q 20 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいのか。 5
- Q 21 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいのか。 5
- Q 22 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付い

た場合はどうすればよいか。 5

5 その他

Q23 香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金事業全般に係る問い合わせ先は。 5

Q24 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。 6

Q25 申請書類の提出先は県でよいか。また、申請書類は持参により提出できるか。 6

Q26 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか。 6

Q27 本応援金の税金上の取り扱い。課税対象となるか。 6

Q28 応援金の申請について、電話照会が行われることはあるのか。 7

1 香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金事業について

Q 1 香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金事業の目的は。

国の定める公定価格等により食材価格の高騰分を利用者に転嫁できない中であつても、入院患者や施設入所者等に食事を提供しながら運営を継続している医療・福祉施設等を対象として香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するものです。

Q 2 応援金の支給額は。

施設の定員数等に1万円を乗じた額であり、詳細は、次のとおりです。
なお、応援金の申請は1施設1回限りです。

単位：千円

種別	施設区分（支給対象施設・サービス種別）（※1）	支給単価
医療施設等	病院、有床診療所（保険医療機関に限る。）	10×許可病床数 （※2）
児童福祉施設等	〔入所系〕 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム	10×定員数 （※3）
	〔その他〕 里親（実際に委託を受けている世帯に限る。）	
障害福祉施設・事業所等	〔入所系〕 施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関	
高齢者福祉施設・事業所等	〔入所系〕 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護（空床利用型は除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（B型は除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
救護施設	〔入所系〕 救護施設	

※1 法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。

※2 令和7年6月1日現在の許可病床数とする。

※3 令和7年6月1日現在の定員数とする。

ただし、一部又は全部が許可病床数に含まれている場合は、その部分を除いた数を定員数とみなす。

また、里親については、養育している委託児童数を定員数とみなす。

Q 3 支給された応援金の用途制限は。

用途制限は設けません。また、実績報告も不要です。

2 応援金の支給対象者・支給対象施設について

【共通】

Q 4 応援金の支給対象者は。

- ・ 令和7年6月1日及び支給要綱第6条に規定する申請の日において、香川県内において支給要綱別表の中欄に掲げる施設区分（支給対象施設・サービス種別）に定める事業のいずれかを行っていること。
- ・ 令和8年3月31日までに事業を休止・廃止の予定でないこと。

【対象外】

次のいずれかに該当する者が設置する施設（県立病院を除く。）は対象外

- (1) 国、地方公共団体（ただし、国又は地方公共団体以外の者が運営する場合は、支給対象）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 県税に滞納がある者
- (4) 前各号に定める者のほか、応援金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めた者

Q 5 民間事業者が、指定管理者として地方公共団体が設置した施設を運営している場合は、申請可能か。

国又は地方公共団体が設置する施設であっても、国又は地方公共団体以外の者（民間事業者等）が運営している施設は、支給対象となります。

Q 6 休止中の事業所は、運営中の施設に含まれるか。

令和7年6月1日及び支給要綱第6条に規定する申請の日の時点で休止中の施設は対象外です。

また、令和8年3月31日までに休止・廃止予定である施設も対象外です。

Q 7 施設が香川県内にあるものの、本社が香川県内にない場合、申請できるか。また、現在廃業を視野に入れて運営しているが、申請可能か。

本社が香川県外であっても、県内を所在地とする施設が存在する場合、当該施設については支給対象となります。ただし、県外に所在する施設については、本応援金の

対象外です。なお、令和8年3月31日までに休止・廃止を予定している場合は申請できません。

【児童福祉施設等】

Q8 本体施設と同一敷地内にある独立したグループホームについて、地域小規模児童養護施設に準じて応援金の対象となるか。

地域小規模児童養護施設の指定を受けている分園型のグループホームのみを対象としております。

Q9 里親の場合、いつからいつまで委託を受けていれば応援金の支給対象となるか。

令和7年6月1日から応援金を申請した日までに、里親委託を受けている世帯のみを対象としております。定員数については、養育している委託児童数となります。

【障害福祉施設・事業所等】

【高齢者福祉施設・事業所等】

Q10 支給要綱別表記載の施設と類似の施設を運営しているが、対象となるか。

応援金の対象となる施設は診療報酬や介護報酬など、法令等で定められた単価（以下「公定価格」という。）を主な収入源としている施設であり、食材価格の高騰分を利用者へ価格転嫁することが困難であることから支援するものであり、支給要綱別表に記載のない施設は対象ではありません。

Q11 応援金の目的に「公定価格等により食材価格の高騰分を利用者に転嫁できない中」とあることから、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象にならないのか。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（（地域密着型）特定施設入居者生活介護を提供している施設を含む。）は対象ではありません。

また、軽費老人ホームB型、認知症対応型共同生活介護についても対象外です。

Q12 入所施設に併設（同一建物内を含む。）してショートステイを実施している場合、ショートステイも補助対象となるのか。また、障害のグループホームでショートステイを実施している場合はどうか。

入所施設に併設（同一建物内を含む。）でショートステイ（介護保険サービスの短期入所生活介護に該当）を実施している場合は対象となりますが、空床利用でショートステイを実施している場合は対象外になります。

障害のグループホーム・短期入所については、対象外です。

3 応援金の申請について

Q13 申請の受付期間はいつまでか。また、応援金の支給はいつか。

申請受付期間は、令和7年10月6日（月）から令和7年10月31日（金）までとしています。

応援金の支給は、令和7年12月下旬に完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

Q14 申請書類は何が必要か。

以下の2種類の書類をご準備ください。

① 香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金申請書（支給要綱第1号様式）

※電子申請での提出の場合は、提出不要。

② 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※預金通帳等の写し

：通帳を開いた最初のページ（「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」、「カタカナでの口座名義」が記載されている部分）の写し

※電子申請での提出の場合は、写真データによる提出可。

Q15 申請書類はどこで入手できるのか。

県ホームページで公開しています。ホームページよりダウンロードしてください。
なお、申請は郵送、電子申請で受付を行います。

Q16 複数の施設を運営している場合、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか。

法人が運営する施設をとりまとめて1回で申請してください。

支給申請書は、法人単位での申請が可能なように、1枚に運営する施設を複数記入することができるようにしています。なお、記載欄が不足する場合は、行の追加を行ってください。

Q17 同じ建物内で、複数の施設を運営している場合はどうか。施設単位で支給を受けられるのか。

Q2の表に掲げる施設に該当していれば、施設単位で支給を受けることができます。

Q18 「責任者」、「担当者」とは誰か。

「責任者」とは当該業務における責任を負う役職員を指し、「担当者」とは本応援金の受給に当たっての事務を直接担当する者を指します。

Q19 申請書の様式にある法人番号は、どのように調べればよいのか。

法人番号は、国税の確定申告書等に記載する13桁の番号で、一法人に一つ付番されたものです。法人番号を調べるには、次の国税庁の法人番号公表サイトから検索可能です (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)。

なお、個人事業主の方は法人番号がありませんので、空欄のまま提出してください。

4 申請書類について

Q20 インターネットバンキングを利用しているが、口座が分かる書類とは何を用意すればよいのか。

「金融機関名」、「支店名」、「預金種目」、「口座番号」、「カタカナでの口座名義」が確認できる画面のコピーや画像データを提出してください。

ただし、画像データを提出する場合は、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認しておいてください。

Q21 郵送による提出の場合、通帳を撮影した画像を印刷したものを提出してもよいのか。

差し支えありません。ただし、画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認しておいてください。

Q22 申請後、一部施設の記載漏れや表記誤りなどの申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいのか。

下記の香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金コールセンターで個別相談に応じていますのでお問い合わせください。

＜電話番号＞ 087-802-3718

＜受付時間＞ 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

5 その他

Q23 香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金事業全般に係る問い合わせ先は。

下記の医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金コールセンターで個別相談に応じて

いますのでお問い合わせください。

＜電話番号＞０８７－８０２－３７１８

＜受付時間＞午前９時～午後５時（土日祝を除く。）

Q24 申請書類の到着確認や審査状況、支給日等を問い合わせたい。

個別の進捗状況をお答えすることはできません。申請内容に不備がある場合は、事務局から申請書に記載された連絡先にご連絡いたします。

Q25 申請書類の提出先は県でよい。また、申請書類は持参により提出できるか。

県は香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金事業の事務（申請書の受付・審査）を、外部へ委託しています。委託業者が指定する以下住所へ郵送してください。

＜提出先住所＞〒７６０－００２３

香川県高松市寿町２－２－１０

高松寿町プライムビル９階

香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金事業事務局 あて

また、提出は電子申請でも受け付けています。

なお、持参での提出は受け付けておりません。郵送又は電子申請による申請をお願いします。

Q26 同様の趣旨の給付金を他団体（国、市町等）から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか

他団体からの同趣旨の給付金の受給（予定を含む。）の有無に関わらず、本応援金を受給することが可能です。ただし、応援金の支給対象者に係る要件は次のとおりです。

- ・令和７年６月１日及び支給要綱第６条に規定する申請の日において、香川県内において支給要綱別表の中欄に掲げる施設区分（支給対象施設・サービス種別）に定める事業のいずれかを行っていること。
- ・令和８年３月３１日までに事業を休止・廃止する予定でないこと。

また、令和６年度に香川県医療・福祉施設応援金の支給を受けている場合でも、今回の応援金を重ねて受給できます。

Q27 本応援金の税金上の取り扱いは。課税対象となるか。

この応援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は総収入金額）に算入され課税対象となる可能性がありますので、詳細については税務署にご確認ください。

Q28 応援金の申請について、電話照会が行われることはあるのか。

あります。

申請書に不備があった場合、修正をお願いするために香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金事業事務局より連絡をすることがあります。

事務局から問い合わせをする場合は、

<電話番号> 0 8 7 - 8 0 2 - 3 7 1 8

の番号からになります。特殊詐欺にはご注意ください。